

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日（水）午前8時58分から午前10時00分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（14名）

農業委員	8名
推進委員	6名
4. 欠席委員（1名）

推進委員	1名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第14号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程6 議第15号 山江村農用地利用集積計画（第3次）に対する意見決定について
 - 日程7 議第16号 令和6年度最適化活動の目標の設定等の承認について
 - 日程8 その他
 - 日程9 今後の行事
 - 日程10 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

ページまでに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、6ページの調査書のとおりとなっておりますのでご確認ください。なお、現地調査につきましては、譲受人及び担当農業委員と担当推進委員と共に4月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をさせていただきます。4月5日午前9時15分より、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は受け手の方が栗の栽培をしておられます。これからも受け手の方が、栗の栽培をしながら管理をしていくというようなことございました。問題はないと思いますが、慎重な審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。議第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第14号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程6、議第15号「山江村農用地利用集積計画（第3次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第15号について説明いたします。総会資料の7ページをお開きください。議第15号「山江村農用地利用集積計画（第3次）に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積計画（第3次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年4月10日提出、山江村農業委員会会長。8ページから9ページが意見書の写しでございます。10ページが総括表となっております。11ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社は10年、それから公社と借り手も10年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は3件でございます。総面積は4,609㎡でございます。13ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております。11ページの詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。戻っていただいて12ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっております。今回申請されましたのは、再設定2件です。案件の総面積が1,096㎡でございます。合計の5件、5,705㎡が今回の集積となります。以上でございます。

議長 はい。それでは賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。職務代理者と〇〇推進委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで退席を求めます。

職務代理者、〇〇推進委員退席（9時09分）

議長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の14ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社

を介して〇区の方でございます。15ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。17ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。18ページから19ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに4月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 それでは、私から説明いたします。4月5日午前9時より現地調査を行いました。事務局長と貸し手の方そして私と担当推進委員、5名で行いました。(場所について説明)。出し手の方が体の調子が悪いということで去年から借り手の方に相談をされておりました。問題はないかと思っておりますので、慎重審議の程をよろしくをお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に立会いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑ございませんか。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番農業委員。

6番農業委員 物納で〇袋でなってるんですけどこれでいいんですか。

担当農業委員 はい。それも貸し手の方に聞いたんですけど、前から田植えとか稲刈りをずっとされておりますので、それで良いということでした。

6番農業委員 はい。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。

6番農業委員 はい。

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、質疑・意見がないようですので、採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

職務代理者・〇〇推進委員着席(9時14分)

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の20ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。21ページをご覧ください。(申請内容について説明)。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。23ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。24ページから25ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の会長と担当推進委員とともに4月5日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。4月5日9時40分頃より、貸し手の方、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。昨年までお米を作っておられた方が、今年から作付けをされないということで、新しく耕作される方を探していたところ、〇〇推進委員の斡旋により、今回の借り手の方が米を作るということになりました。借り手の方については〇区の方で、遠いように思われますが、現在もこ

の近くで米を作付けしておられますし、機械も近くに預けられております。今後も耕作に支障はないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 はい。それでは賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇農業委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで退席を求めます。

〇〇委員退席（9時20分）

議長 それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。

総会資料の26ページをお開きください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。27ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。28ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。29ページから30ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、会長と担当推進委員とともに4月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明を行います。4月5日10時10分頃より、貸し手の方は欠席されました、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地確認を行いました。(場所について説明)。貸し手の方は、水害以降、作物は作っておられませんでした、荒れないように管理はされておりました。しかしながら、今後の管理は難しいということで、今年より借り手の方が耕作をすることになりました。次の写真を見てもらえば分かりますが、既に整備され、今後、野菜を中心に栽培される予定であります。両脇の圃場の方も借り手の方が耕作をされております。審議の程、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より、何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にございません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分については原案のとおり
決定いたします。

〇〇農業委員着席 (9 時 2 4 分)

議長 続きまして、賃借権の再設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願い
いたします。

事務局長 それでは、賃借権の再設定 1 件 1 筆分について説明をいたします。総
会資料の 3 1 ページをお開きください。賃借権の再設定に係る申請で
ございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が〇区
の方でございます。3 2 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。
賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりでございます。3 3 ペ
ージから 3 4 ページまでに地籍図・現況写真を、3 5 ページに調査書を添
付しております。再設定分につきましては、現地立会いを行っておりま
せんが、事務局において現況確認を行っております。(場所について説
明)。現況は野菜栽培などの準備をされておりました、適切に管理がな
されていると判断しました。以上でございます。

議長 はい。事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方から、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
再設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定 1 件 1 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の再設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の再設定 1 件 1 筆分について説明をいたします。総会資料の 36 ページをお開きください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が〇区の方でございます。37 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。38 ページから 39 ページまでに地籍図・現況写真を、40 ページに調査書を添付しております。再設定分につきましては先程と同じ、現地調査を行っておりませんが、事務局において現況確認を行っております。現地は、先程の案件のちょうど隣になる農地でございます。ここについても野菜栽培などの準備をされており、適切な管理がなされていると判断したところでございます。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方から、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定 1 件 1 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程9、議第16号「令和6年度最適化活動の目標の設定等の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第16号についてご説明いたします。総会資料の41ページをお開きください。議第16号「令和6年度最適化活動の目標の設定等の承認について」令和6年度最適化活動の目標の設定等について、承認を求める。令和6年4月10日提出、山江村農業委員会会長。42ページから44ページをご覧ください。令和6年度最適化活動の目標の設定等の計画（案）の内容でございます。これまでの農業委員会の事務について、目標の設定、点検、評価、公表を行ってきておりますけれども、農業委員会等に関する法律の改正、5年後の見直しによりまして、最重要事項であります農地等の利用の最適化の推進とともに、更に掘り起こしをした対外的に活動の見える化を図るようにと昨年度より毎年、目標を立てることが必要となりました。今年度の計画目標内容は、昨年度の各委員さん方の最適化活動の実績を基本に立てておりますけれども、44ページの中ほどにあります最適化活動の活動目標で日数目標一人当たりの活動日数を月6日としております。また、活動委員については中立委員も今回含めておりますのでご検討お願いしたいと思います。内容を見ていただきますと分かりますとおり、昨年度と大きく変わっておりませんが、最適化活動の取組をですね、先ほど言いましたとおり年間計画として挙げているところでございます。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

議長

今年度の目標につきましては、昨年度と大きく変わっておりませんが、変わっているのが昨年度が中立委員は含めておりませんでした、今回は中立委員を含めてとなっておりますので、中立委員の〇〇委員から意見等ございませんか。

〇〇農業委員

特にありません。

議長

よろしいですか。

〇〇農業委員

はい。大丈夫です。

議長

推進委員の方から意見も含めて、どなたからでも結構です。

〇〇推進委員

はい。

議長

はい。〇〇委員。

〇〇推進委員

すみません。まず、中立委員の意味をちょっと教えていただきたいのと、中立委員というのはどういう意味なのか分からないので説明をお願いしたいのと、あと43ページの最適化活動のですね、目標を書いておりますが、この中身を少し砕いてと言いますか、わかりやすく、どういう意味での、どういう趣旨なのか、もう一回、私昨年から推進委員を務めておりますので、ちょっと内容で分からない部分がありますのでお願いしたいということと、今後、私たちの目標1日3日間というのがありますが、これについてどういう意味合いがあるのか、ちょっと教えていただけたらと思います。すみません、お願いいたします。

議長

それでは事務局よりお願いいたします。

事務局長

はい。まずは中立委員のことです。中立委員につきましては昨年7月にですね、改選がっております。その中の農業委員選については公募等を行っております、その中では、実を言いますと、認定農業者、それから農業者の方々からですね、いろいろ公募いただくということになっておるんですけども、その中で中立委員という方の選任があります。これは国の指針の中でですね中立委員を入れなくてはいけないということになっておりますので、中立委員というところに絶対関係ない方を1名入れなくてはいけないということになっておりますので、そういうことで淵田委員が中立委員ということで公募いただいて承認したということになっておりますので、そういうことでお願いします。それから、目標の設定についてでございますけれども、これにつきましては山江村農業委員会の農地等利用最適化推進委員に関する指針というのが去年の4月に決めさせていただいております。これについては、だいたい5年から10年を目標にですね計画を作るものでございまして、それに基づいて、今回出しております目標の設定等については毎年設定をしていくということになっております。目標については、言われますとおり43ページを見ていただければ集積の目標年度が令和11年までということになっておりますので、約5年間ということの設定をしているということになっております。それから、そこに書いてあります、新年度の新規集積目標ということになっていると思いますけれども、これも約10ヘクタールを集積しようということで計画をしているところでございます。それと、下の方の今年度の集積目標というのは1の方のですね最適化活動の成果目標の中でこれまでの集積面積というのが108ヘクタールというのがあると思うんですけども、それに10ヘクタール

今年度ということで合計の118ヘクタールということで、あくまでも目標ですけれども、これだけしていこうというようなことになってます。この中で、何でこのような計画をしてるかと言いますとですね、県の方針の中で集積率がですね80パーセントというのが目標になっておりますので、これに基づいて現実的に近づいて、難しい面もありますけれども80パーセントを集積しようというような目標の中で村としても進めていきたいということで、この80パーセントというのは県の方針の中で書いてある数字でございます。農地面積については、これ毎年変わってまいりますけれども、現在の農地面積が373ヘクタールということになっておりまして、42ページの方を見ていただきまして、一番下に耕地面積を見ていただければ、これと同じ数字になっているということがお分かりになるかというふうに思ってます。というようなことで、目標をですね、とりあえず今年度についてはこれを目標に立てていこうということで進めていくところでございます。よろしいでしょうか。

〇〇推進委員

県の集積率80パーセントを達成すると。毎年ですか。

事務局長

11年度までということですね。

〇〇推進委員

5年間で。

事務局長

はい。

〇〇推進委員

分かりました。

事務局長

それと、先ほど言われました、活動日数の記録でございます。これについては1日あたり6日間ということで記載をさせていただいておりますけれども、これについても県の方針が一応6日ということになっておりますので、私が毎回皆様方にですね、月6日はお願いしますということでお伝えをしているかと思っておりますけれども、昨年も県の方針が6日ということでしたので、口を酸っぱくしてですね、毎回6日お願いしますということは、ここで皆さん決めていただきましたので6日は活動してくださいというような意見からですね進めているようなところではございます。

〇〇推進委員

ありがとうございました。

議長

はい。よろしいですか。他に、どなたでも質問でも結構です。質疑・意見ございませんか。

〇〇推進委員

はい。〇〇です。

議長

はい。〇〇委員。

〇〇推進委員

月6日というのは多そうで、まあ頑張ればできると思うんですけど、ただ何をするかというのもあるとは思いますが、人によっては、あったりなかったりとは思いますが、作業的なもので側溝が詰まるとか、何か壊れてるとか、水がよく来ないとか被害した場合も活動としてあげていいんですか。

事務局長

はい。皆さんの方にお渡ししてあります活動記録表という冊子があると思います。基本的にはあれに書いてあると言いますか、前に説明したとおりです。その側溝のですね、地区で側溝を皆であげようというような活動は若干違うかなと思うんですけども、逆に農地の状況を確認、要するに農家の方がちょっとあそこが壊れてるがみてくれないとか、農業委員としてですね、あの辺りがこうなっているので見てもらって、どこかに繋いでくれと言いますかですね、相談とかそういうことであれば挙げていただいてもいいと思います。それから、逆に言うんですね、委員の方が農地を見回って、見回るといのは活動になりますので、見回っていただいてあそこが壊れているとか、ちょっと畦畔がどうだとかですね、そういうのは間違いなく最適化の活動になってきますので、そのあたりは挙げていただいてもいいと思います。ただ、先ほど言いましたとおり、一番問題なのが個人的な作業等をですね活動利用で挙げていただくのはちょっといかんかなと思いますので、そういう場合は相手がおられて相談を受けて繋いだとか、先ほど見回ってそういう状況だとかというのであれば全然問題ないかと思しますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。一応、月6日ということで設定をさせていただいておりますけれども、実を言うとなかなか6日間ですね、皆さん難しいと思ひしているところではありますけれども、これはあくまでも目標として挙げさせていただくということですので、これに近づくような活動をお願ひできればというように思ひしているところではございます。以上でございます。また分からなければ個人的にでもですね事務局に来ていただいてどういう活動が、去年の説明会というか、どういうものが活動になってという記録の説明会をしたと思うんですけども、あれでだいたい分かるんではないかなと思ひますのでよろしくお願ひします。

議長

よろしいですか。

〇〇推進委員

はい。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 よろしいですか。この活動の目標に向かって活動していくということで、していきたいと思います。それでは、採決をいたします。議第16号「令和6年度最適化活動の目標の設定等の承認について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第16号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程8「その他」となっております。事務局より報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長 「その他」について説明
○ホームページ用議事録について
○活動記録表について
○第4四半期報酬について
○農地バンクを通じた貸借についての周知について
○農地の情報提供（産業振興課）

6番農業委員 赤い紙での契約がなくなるということですか。

事務局長 はい。そうです。

6番農業委員 すべて農地バンクを通さなきゃいけないということ。

事務局長 農地バンクが3条です。農地法の3条というのがあって、農地法の3条というのは、今は売買契約の時に3条を使うんですけども、農地法の3条の中にも賃借というのがあります。ただ、非常に書類は今までのような赤紙のような簡単にはいかななくて、3条ですので登記簿をとったりとか、いろんなことをしなくちゃならんというふうに思っています。やっぱり今後ですね、今年度、地域計画を作る形になってるんですけども、地域計画を作った後はほとんど農地バンクを通すということで、国の方は考えてますので、先ほど言いましたとおり赤紙が今年度の3月までしかないということですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 よろしいでしょうか。

6 番農業委員 はい。

議長 他に意見ありませんか。

(なしの声)

議長 それでは次に、日程 9「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 今後の行事について説明。

議長 それでは、日程 10「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会 4 月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

令和 6 年 4 月 10 日(水)午前 10 時 00 分終了

議長_____

委員_____

委員_____